

自治基本条例に盛り込みたい内容
[報告書]

平成20年11月
自治基本条例検討委員会

はじめに

嘉麻市の自治の基本ルールとなる「嘉麻市自治基本条例（仮称）」の策定にあたり、公募市民ボランティアで構成する嘉麻市自治基本条例検討委員会は、平成19年11月に発足し、平成20年9月まで、嘉麻市における自治のあり方や条例の必要性などを白紙の段階から話し合い、条例に盛り込みたい内容を検討してきました。

委員会の構成については、委員各自が自主的に学習し、有効な討論を行うため、3班体制でワークショップ形式の会議を行い、各班の意見を調整するため、原則各班の正副班長で構成する調整会議を行いました。

検討にあたっては、近畿大学九州短期大学 下村孝教授から示された「自治基本条例 標準装備」を基本とし、事務局から示された札幌市、豊島区、平塚市、岸和田市、丸亀市5団体の条文や、委員各自で調査した先進自治体の条文等を参考しながら、条例に盛り込みたい内容を検討してきました。

この報告書は、委員会におけるこれまでの検討の結果をまとめたもので、項目ごとに、「自治基本条例に盛り込みたい内容」と、「検討過程での主な意見」で構成されています。また、前文については、委員各自で前文案を作成し、委員相互で投票し決定した優秀な前文案3点について掲載しています。なお、その他の前文案、委員会委員名簿及び班構成、会議の開催経過については、巻末の資料編に掲載しています。

中央集権から地方分権への転換という大きな変化を受け止め、嘉麻市における市民主体の自治を実現するために、私たちは真摯に検討を重ねて参りました。全ての市民がその成果を実感できる嘉麻市自治基本条例が策定されることを検討委員会一同強く願い、この報告書を提出いたします。

平成20年11月

自治基本条例検討委員会 会長 高橋 祐子

目 次

前文	1
1. 総則	
(1) 目的	3
(2) 条例の位置付け	4
(3) 定義規定	5
2. 基本原則	
(1) 基本理念	7
(2) 基本原則	8
3. 市民の権利・責務（市民の役割）	
(1) 市民の権利	11
(2) 市民の責務	12
(3) コミュニティの役割	12
(4) 事業者の権利及び責務	13
4. 市議会（議会の役割）	
(1) 議会の役割	15
(2) 議会の責務	15
(3) 開かれた議会運営	16
(4) 議員の責務	17
5. 執行機関（市の役割）	
(1) 市長の責務	18
(2) 執行機関（市）の役割・責務	19
(3) 執行機関（市）の組織	20
(4) 職員の責務	21
6. 情報の共有	
(1) 情報公開（積極的な情報公開）	22
(2) 説明・応答責任	23
(3) 個人情報の保護	23
7. 参画・協働	
(1) 参画の権利	24
(2) 計画策定への参画	24
(3) 市民参画の形態（方法）	25
(4) 協働の原則	26
(5) 政策評価への参画	27

8. 住民投票	
(1) 住民投票の発議及び請求	28
(2) 住民投票に参画できる資格	30
9. 国その他の機関との連携	
(1) 市外の人々との連携	31
(2) 自治体・国等との連携協力	31
10. 条例の検討・見直し（検証）	
(1) 条例の見直し	33
(2) 見直し期間	33
(3) 自治推進委員会の設置	33
資料1. その他の前文案	36
資料2. 自治基本条例検討委員会委員名簿	41
資料3. 自治基本条例検討委員会会議の開催経過	42

前文

案1

私たちのまち嘉麻市は、旧嘉穂郡の嘉穂町、稻築町、碓井町と山田市が2006年3月に合併して誕生しました。

母なる遠賀川の源流を抱く山々の豊かで美しい自然に恵まれた環境の恩恵を受けながら、旧産炭地でもあった個性ある伝統や文化を育み、今日までの発展を築いてきました。

21世紀を迎えた今日、地方自治をさらに発展させ、地域のことは地域の責任のもとに決定する分権型社会を実現し、個性豊かな地域社会を築いていくためには、私たち市民と議会及び市がそれぞれの役割と責任を果たし、互いに連携を深めながら新しい時代を拓いていくことが求められています。

まちづくりの推進にあたっては、地方自治における住民主権の原則にのっとり、市民と市が情報を共有し、市民自らの責任において市政に参画するとともに、多様化する課題や市民のニーズに対応するため、お互いの立場を尊重し、一体となって協働のまちづくりを進めます。こうした取り組みの中で、私たちは、自らの将来に夢や希望を抱き、このまちに住むことに自信と誇りをもち、一人ひとりが「ふるさと嘉麻」を愛する強い絆で結ばれたまちづくりをめざします。

私たちは、まちづくりの全般にわたる指針として、基本となる理念や原則を明らかにするとともに、市民の市政への参画と協働のまちづくりに関する事項を定めることにより、分権の時代にふさわしい地方自治を確立し、活力に満ち、ゆとりと豊かさの実感できる嘉麻市を築いていくことを誓います。

ここに、すべての市民に共有され、遵守される最高規範として、この条例を制定します。

案2

嘉麻市は、南には緑豊かな山並みがあり、そこを源流とする遠賀川の支流域には、田園風景が広がり、そして日本のエネルギー産業を発展させた、石炭採掘の中心地であった歴史を持つまちです。

わたしたち市民は、長い年月にわたって、この土地に培われ育まれてきた人々の考え方や文化を踏まえながら、時代の変化に対応した社会を創造し、次世代に引き継ぐ必要があります。そのため、わたしたち市民は、人権を大切にする差別のない社会の実現、環境に配慮した持続可能な循環型社会の創造、次世代に健全な財政状況を引き継ぐための施策、課題を解決するための新しいコミュニティの形成、新たな公共を担う市民自治活動の推進など、そのときどきの課題に積極的かつ主体的に取り組まなければなりません。

わたしたち市民は、誰もが個人として尊重され、戦争のない平和な社会で、安心して、幸せに暮すことができる嘉麻市を次の世代に引き継いでいこうと決心しました。

そのためには市民一人ひとりが、自立した市民として、また地方主権のもとに自立した自治

体の一員として、自ら考え、行動し、性別に関わりなく人権が尊重されるまちを自分たちの手で、築いていこうとする市民主体の自治の精神を共有することが何より大切です。

わたしたち市民は、この精神を自治の基本理念として、市議会や市の執行機関と協働し、愛着と誇りを持って暮らせる嘉麻市を守り育していくために、ここに嘉麻市自治基本条例を定めます。

案3

わたしたちの嘉麻市は、21世紀の地方分権時代のまちづくりに備えて、旧稻築町・碓井町・嘉穂町・山田市が合併して誕生しました。

かつての筑豊炭田の南西に位置し、日本の近代化を支えてきた貴重な歴史をもっています。と同時に中央には遠賀川の源流である嘉麻川が流れ、流域には古くからの街道の歴史と共に田園風景が広がり、自然の美しさを感じさせてくれます。

わたしたちには、こうした歴史や自然を大切にしながら、互いに力を合わせ皆で責任をもってまちづくりを進めるという、自治のあり方が求められています。そのためにわたしたち市民は、全ての人の人権が尊重され、男女が共同参画した差別のないまちの実現、自然を生かし環境に配慮したまちの創造、安心して子育てができ、高齢者にやさしいまちの形成など日々の課題に積極的かつ主体的に取り組まなければなりません。

わたしたち市民は、誰もが個人として尊重され、戦争のない平和な社会で健康で安心して暮らすことのできる嘉麻市を守り育て、そして次世代を担う子供たちに引き継ぐ責務があります。

そのためには、市民一人ひとりが自立した市民として、また地方分権の名のもとに自立した自治体の一員として、自ら考え、行動し、お互いを尊重し認めあい、自分たちのまちは自分たちで築いていこうとする市民主体の自治の精神を共有することが何より大切です。

わたしたち市民は、この精神を自治の基本理念として、ここに市議会や市の執行機関及び全ての市民に共有され遵守される最高法規としてこの条例を制定します。

1. 総則

(1) 目的

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

- ①自治の基本理念や基本原則を明確にする。
- ②市民の権利や責務、市長、議会、議員及び市の執行機関の役割や責務を明確にする。
- ③まちづくりの基本事項を定める。
- ④自治の推進を図り、自治の実現を目指す。
- ⑤市民福祉の向上を目指す。
- ⑥豊かで活力のある嘉麻市を目指す。
- ⑦公正・公平・公開の文言を入れる。

●検討委員会の条文案

この条例は、嘉麻市の自治の基本理念や基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、市長、市の執行機関、議会の役割や責務を明確にし、公正・公平・公開を原則とする市民主体の自治（まちづくり）の推進と市民福祉の向上並びに豊かで活力ある嘉麻市の実現を図ることを目的とする。

【検討過程での主な意見】

①～③について

- ・自治基本条例を何のために定めるのか、条例の趣旨を明確にするため必要である。また、主体をはっきりさせる必要がある。

④～⑥について

- ・何を目指すのかの要点について盛り込む。
- ・自治の推進では表現が曖昧であり、自治の実現を付け加え「自治の推進を図り、自治の実現を目指す」とする。
- ・嘉麻市の福祉は「助けてあげる」というイメージがあるが、この条例が、いつの時代でも通用するものという考え方から「市民福祉の向上を目指す」を盛り込む。

⑦について

- ・登別市を参考としているが、目指すべきものとして採用した3項目を表現するときに「公正・公平・公開」の文言を入れる。

[参考] 登別市まちづくり基本条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、登別市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、まちづくりの主体者である市民、市及び議会のそれぞれの役割や責任を明確にし、互いが協働して創造的、持続的なまちづくりを推進し、公正・公平・公開を原則とする市民自治の実現を図ることを目的とする。

・次の3点について、下記の意見がでたが、調整会議において調整することができず、盛り込むことに決定した。※策定委員会において残すか削除するか検討する。

1. 「公開」
2. 「市民主体の」
3. 「市民福祉」

<意見>

1. 「公開」

- ・「公正・公平」は目的であるのに対して、「公開」は手段であるので盛り込む必要があるか？
- ・情報公開は自治基本条例の柱の一つであるため盛り込みたい。

2. 「市民主体の」

- ・自治の推進の主体をはっきりさせるため、「市民主体の」を追加する。
- ・自治の推進の前に追加すると、冒頭の「この条例は、嘉麻市の自治」の部分との兼ね合いはどうなるのか。
- ・目的の部分なので、ここでは「市民主体の」については追加せず、広くしておいたほうがいいのでは。

3. 「市民福祉」

- ・市民をつける場合とつけない場合の違いはあるのか。
- ・違いはあまりないと思われる。
- ・この条例を『自治基本条例』とするか『まちづくり基本条例』にするのかが決まっていないので、ここでは「自治（まちづくり）の推進」としておく。※どちらにするかは策定委員会で調整する。

・ ・ ・ ・ ・ 策定委員会での確認・検討事項

1. 公正・公平・公開 → 「公開」を入れるかどうか
2. 市民主体の自治（まちづくり）の推進
→ 「市民主体の」を入れるかどうか
→ 「自治」の推進とするか「まちづくり」の推進とするか
3. 市民福祉 → 市民を入れるかどうか

（2）条例の位置付け

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

- ①この条例は、嘉麻市の自治の最高規範である。
- ②〇〇は誠実に遵守する。（「最高規範であり最大限尊重する」を強制力のある言葉で表現する。）
- ③〇〇は、この条例の理念にのっとり、市政運営、施策の実現のため基本的な制度の整備を行い、条例及び規則等の体系化を図る。（整合性についても強制力のある言葉で表現する。）※下村教授に確認する。
- ④主語を明記する。

●検討委員会の条文案

（案1）

第2条 市民、市、及び議会は、この条例が嘉麻市の自治の最高規範であることを認識し、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。

（案2）

第2条 この条例は、嘉麻市の自治の最高規範であり、市民、市、及び議会は、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。

2 市は、この条例の理念に則り、市政運営及びその施策の実現のための各種制度の整備に努めるとともに、関係条例等の体系化を図るものとする。

【検討過程での主な意見】

①について

- ・「最高規範性」という単語はないので「最高規範」とする。

- ・この条例は、嘉麻市の自治の最高規範。
- ②について
 - ・最高規範であることの表現で「最大限尊重する」は曖昧であり、「誠実に遵守する」というような表現にしてはどうか。
 - ・市民、市はこの条例に定める事項を最大限尊重しなければならない。
- ③について
 - ・整合性の表現では「整備に努める」は「整備を行う」というような強い表現に変える。
 - ・市及び議会は、この条例の理念にのっとり市政運営、施策の実現のため基本的な制度の整備に努める。(主語に議会も追加すべきである。)
 - ・この条例を基準・基本として、既存の他の条例・規則等との整合性を図り、他の条例・計画等との体系化を図る。(表現の工夫が必要「例：最高規範を表現するキーワードを入れる」)
- ④について
 - ・「市民及び市は」のように主語は必要である。

●条文案について

- ・「認識」という文言のニュアンスがここではふさわしくないと思われるため、「認識し」を削除し、文章を修正した(案2)を採用する。
※ただし、第1条目的の冒頭部分と同じ「この条例は、～」で始まる形が続くため、法制的な確認が必要であり、事務局提案の案1と案2の両案を残し、策定委員会で検討する。(第1条、第2条とも「この条例は、」で始まる条例はあまりない)
 - ・「各種制度」を具体的に表現した「他の条例、規則、規程、計画等の制定、改廃等」に変更したいという意見があったが、「各種制度」のままのほうが行政内の慣習的なものも含まれていると考えるため、事務局案を採用する。(解説で慣習もふくまれていることを述べる)
 - ・事務局案の「基本的な各種制度」とは何かが不明確で、「基本的な」はないほうが良いと考え削除する。

※策定委員会で以下の点を確認する。

- ・事務局案で、この条例を最高規範として、各種制度(慣習も含めて)および他のすべての条例(既存条例とこれから制定する条例)との整合性が図れるのか?
- ・整合性と体系化の違い
- ・「関係条例等」とは、この条例と関係する条例のことだけを指しているのか?若しくは、他のすべての条例を含んでさしているのか。

・ ・ ・ ・ 策定委員会での確認・検討事項

- ①第2条 条文(案1)と(案2)どちらを採用するか?
(第1条、第2条とも「この条例は、～」ではじまることの確認)
- ②事務局案で、この条例を最高規範として、各種制度(慣習も含めて)および他のすべての条例(既存条例とこれから制定する条例)との整合性が図れるのか?
- ③整合性と体系化の違い
- ④「関係条例等」とは、この条例と関係する条例のことだけを指しているのか?若しくは、他のすべての条例を含んでさしているのか?

(3) 定義規定

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

現段階においては調整できないので、各章検討する中で、隨時追加または変更する。

※事務局提案内容

- ①市民 ②市長等 ③参画 ④協働 ⑤まちづくり

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め

るところによる。

- (1)市民 市内に住む者、働く者、学ぶ者及び市内において事業又は活動を行う団体等をいう。
- (2)市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3)参画 市民が市の施策・事業の企画立案、実施及び評価に至る過程に、責任を持って主体的に参加することをいう。
- (4)協働 市民、市長等及び議会が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら、対等な立場で協力し合うことをいう。
- (5)まちづくり 市民の生活等に密接に関連する活動、市の施策、その他あらゆる取組みをいう。

【検討過程での主な意見】

- ・参画・参加は整理が必要である。(参画は責任が伴っているイメージがある。)
 - ・市民に事業者が入ると、法人が住民投票できるのではないか。(住民投票ができる者は住民基本台帳登録者であり、まちづくりにおける市民とは別に考えたほうが誤解を招かない)
 - ・「まちづくり」「市政」「事業者等」についての項目を岸和田市・豊島区を参考にして追加する。
- (1)市民について
- ・「団体等」の「等」を削除
 - ・「市内において事業又は活動を行う」→「市内の事業者又は市内で活動を行う」
- 上記2点について、事務局案「市内において事業又は活動を行う団体等」とは、市内において『事業を行う者、活動を行う団体』という意味である。また、事務局案は『事業を行う者、活動を行う団体』をまとめて「団体等」としており、事務局案に決定した。
- ※わかりやすい日進市の文章を引用した「市内において事業を営むもの又は活動を行うもの等」という意見もあった。
- (2)市長等について
- ・嘉麻市では水道事業管理者を置いていないため「水道事業管理者」を削除(「及び」を移動)
- ※市長等については、策定委員会で確認する。
- (3)参画について
- ・市民が参画の主体であることを明確にするため、主語の挿入を採用(「市民が」に修正)
 - ・「市の政策の立案」の政策をより具体的にした「市の施策・事業の企画立案、」を採用。
- (5)まちづくりについて
- ・札幌市自治基本条例第2条第2項の条文は、以降の条文において、市が市民との協働によるまちづくりを支援する定義を表現するもので、ここでは事務局案を修正した「地域社会及びそこで暮らす」を削除したものを採用する。(「地域社会」については、「地域」に限定するのか?また、「地域社会」が不明確である。「そこで暮らす市民」については、「そこで暮らす市民」だけに限定するべきではないと考えられるため)
- ※なお、「その他あらゆる取組み」の文章(表現方法)について、策定委員会で検討する。
- ・・・・・・策定委員会での確認・検討事項・・・・・・
- ①(2)市長等については、策定委員会で確認する。
- ②(5)まちづくりの「その他あらゆる取組み」の表現方法について検討する。

2. 基本原則

(1) 基本理念

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

- ①市民が主体のまち（市民が主体になってつくるまち）
- ②市民の人権が尊重され、安心で平和に暮らせ、また学び働き子育てができるまち
- ③市民の知る権利が保障され、情報が共有されるまち
- ④行政、議会の情報が公開され、市民が共有できるまち
- ⑤郷土を愛し、文化を大事にするまち
- ⑥郷土の自然を生かし、環境保全に配慮したまち
- ⑦市民相互に協働するとともに、市民と市と議会が協働してつくるまち
- ⑧男女が互いの人権を尊重し、性別にかかわりなく、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画を推進するまち
- ⑨国、県、近隣自治体をはじめとする関係団体がそれぞれの役割を明確にし、協働して共通課題や広域的課題の解消に取組むまち
- ⑩開かれた議会運営が行われるまち
- ⑪市民の願いが市政・議会へ生かされるまち
- ⑫市は、国及び福岡県と対等な立場で自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること
- ⑬住民の生命・財産を守るために、自治体として独立性の堅持されるまち
- ⑭活力ある地域産業向上を目指す元気なまち

【検討過程での主な意見】

- ②について
 - ・すべての人が等しく尊重されるまち ・すべての人にやさしいまち
 - ・福祉のまち ・平和を守るまち
 - ・「全ての市民」と「市民」は同じ意味であり、「全ての」を削除する。
 - ・「安心で安全」という文言の表現より「安心で平和」の方が、趣旨が明確である。検討の結果、修正。
- ④について
 - ・「行政」→「市」に修正という提案があった。提案理由としては、市の執行機関という意味ならば「市」に文言を修正した方がよいとのものであったが、定義規程で詳細に見直すことにし、原文のまま保留。
- ⑤、⑥について
 - ・合併後、新市になった意識を醸成するために遠賀川流域の共通の伝統文化を大事にし、郷土愛を大事にするまち
 - ・⑤、⑥の「郷土を愛し」は強制になるのではないか。
 - ・⑤の「伝統文化」の「伝統」については、良き伝統、悪しき伝統があり削除したほうがよい。
 - ・⑤の「文化を」とあるが、すべての文化がよいものとは限らないため削除したいとの提案があったが、原文を採用
- ⑥について
 - ・「郷土を愛し」→「郷土の」に修正。理由は、「郷土=愛すべきもの」とは限らないため。⑤で「郷土を愛し」と表現しているが、⑥では「郷土の」の方が、表現がわかりやすいため修正。
- ⑦について

・「議会」が抜けていたが、まちづくりには三者の協働が必要であるため、「議会」を追加。

⑨について

・共通課題や広域的課題の解消

⑩～⑭については、後の章で表記される内容であり、基本理念で盛込む内容でないため削除してはどうかとの提案に対し、「逆に後の章で出てくる内容」と「基本理念」との整合性が図れなかつたため、基本理念で盛り込むべきか、若しくは削除するべきかの判断がつかず、原文のとおりと決定する。

⑪について

・「生かされる」という表現では、協働という観点が落ちている。自治基本条例は逆に、「生かしていく」という観点から生まれた条例であるため、表現を改めるべきだと思う。

ただし、この意見はあくまで一委員が個人的な意見を調整会議の場で持ち出したものであり、班を代表した意見ではない。しかし、各班の代表者がこの意見に賛成したため、参考意見として掲載する。※策定委員会において採否を検討する。

⑫について

・「対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること」→「対等な立場で自律的運営を図る」の方が、表現が明確であり修正。

⑬について

・山林等自然を大事にし、それを活かしたまち ・地産地消 ・産業廃棄物問題

・基幹産業（地産地消、食の安全） ・企業誘致（新たな産業起こし）

○「地域で子どもを育成するまち」について

・子どもに市政に参画する機会を提供していく

・次代を担う子どもの育成が重要

・地域で子どもを見守り育てる仕組みが重要

・学力の向上が重要

・生活環境の向上

・②に含まれるため削除してもよいのでは。検討の結果、削除。

○「環境に配慮したまち」は⑥と重複しているため削除する。

※前文で表現できる内容もあるので、前文に採用した内容は削除する。

・ ・ ・ ・ 策定委員会での確認・検討事項 ・ ・ ・ ・

⑪市民の願いが市政・議会へ生かされるまちの「生かされる」という表現では、協働という観点が落ちている。自治基本条例は逆に、「生かしていく」という観点から生まれた条例であるため、表現を改めるべきだ。

（2）基本原則

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

①住民自治の原則

②情報共有の原則

③男女共同参画（参加）の原則

④協働の原則

⑤公平公正の原則

⑥自律と連携の原則

⑦自然環境保全の原則

⑧市民の信託による市政

●検討委員会の条文案

〈意見〉

①～⑤について、今後の策定では丸亀のように表現をわかりやすくしてほしい。

〈案〉

①住民自治の原則 市民は、自治の担い手として、それぞれの個性や能力を発揮し、自覚と責任を持ってお互いを尊重し、市民主体の自治を推進します。

②情報共有の原則 市議会及び市の執行機関は、その保有する情報を積極的に公開し、市民と共有します。

③男女共同参画の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、男女の平等を基本とし、共同参画のもとに市民主体の自治を推進します。

④協働の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、協働して市民主体の自治を推進します。

⑤公平公正の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、人権が尊重され、公正、公平、かつ平等な社会の実現に努めます。

⑥自律と連携の原則 嘉麻市は、自立した自治体として、地方自治の原則に基づき国及び福岡県と対等な立場で、民意のもとに自らの判断と責任において、市政を行うとともに広域的な課題に関しては、近隣自治体と連携します。

⑦自然環境保全の原則 恵み豊かな環境を将来の世代に継承するため、地球全体の環境に配慮したまちづくりを行います。

⑧市民の信託による市政 嘉麻市は、市民にとって最も身近な自治体として、市民からの信託をもとに市政を行います。

【検討過程での主な意見】

①について

- ・自分のことは自分で行うまち（例：美化運動。きれいなまちは表彰する）
- ・地方自治法に自治体は責任もって自治を行う責任がある。（国、県、市は対等協力の関係）
- ・市民自らが積極的に参加すると共に、その為の制度が保障され、市民の願いが市政・議会へ生かされるまちづくり。

②について

- ・行政の説明責任
- ・市民、市、議会それぞれ保有する情報を提供し共有しなければならない。
- ・行政、議会の情報が全て公開・開示され、市民が情報を共有できる。

③について

- ・市は男女が共に市民の市政への参画を保障しなければならない。
- ・市民及び市は、男女が互いに人権を尊重し性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画を推進しなければならない。
- ・市民は自らの責任において参画しなければならない。
- ・市は市民に、市政へ積極的に参加するよう啓発を行う。
- ・子どもの参画 ・子ども市議会

④について

- ・市長、議員、職員が率先して行うと、住民もついていく。
- ・議員自らが足を運び、頑張らないといけない。

※上記2点の意見の根底は、市長・議員・職員に対し、これまで以上に自治運営を投げかけてい

るに過ぎず、協働とは程遠い。そのため、「市民と市と議会が、対等な立場でそれぞれの役割を認識し、責務を持ってまちづくりに当る。」というような考え方へ転換するよう、審議を行う必要がある

- ・市民及び市は互いに尊重し、対等な立場で協働し、まちづくりを進めていかなければならない。
- ・市民相互に協働するとともに、市民と市が協働してまちづくりを行う。
- ・創意・工夫を駆使し、市民・企業・行政が共にやりがいを感じるまちづくりを行う。

⑤について

- ・税金を正しく使う
- ・公平運用、公平サービス
- ・市政は公平、公正に行われなければならない。

⑥について

- ・基本理念の⑨と整合性を図るために追加。
- ・「独立性と連携の原則」であったが「独立性」はこれまでに表現している「自律」と同じ意味であるため変更したほうがよいとの意見があり修正。

⑦について

- ・基本理念の⑥と整合性を図るために盛り込む。
- ⑧は、基本理念⑪を明確化したものとして盛り込む。

・ ・ ・ ・ 策定委員会での確認・検討事項

※⑧の「市民の信託による市政」は調整会議において、～の原則との表現をまとめ切れなかつたため策定委員会で調整する。

※条文案の〈意見〉及び〈案〉の内容はそのまま策定委員会へ引き継ぐ。

※表記の仕方については、～の原則とする。

3. 市民の権利・責務（市民の役割）

（1）市民の権利

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

- ①市民は、自治の主体である。（まちづくりを主体的に行う権利を有する。）
- ②市民は、個人として尊重され、安心で平和な生活を営むことができる。
- ③市民は、等しく行政サービスを受ける権利や市の保有する情報を知り、それを学ぶ権利を有する。
- ④市民は、まちづくりに関して、意見を表明し、提案する権利を有する。
- ⑤市民は、性別に関わりなく執行機関の政策形成過程から参画し、評価する権利を有する。
- ⑥市民は、まちづくり及び市政への参画にあたり、自主性が尊重される権利を有する。
- ⑦市民は、まちづくり及び市政への参加又は不参加による不当な扱いを受けない。
- ⑧市民は、互いに対等な立場で前各項に規定する権利行使することができる。
- ⑨市民は、良好な環境の中で生きる権利を持ちます。

【検討過程での主な意見】

「子どもの権利」については

- ・子どもの権利を守るのは市の責務である
- ・規定したらどうか
- ・子どもは次代の担い手である
- ・未成人のため市政に参加できないため、権利をうたう必要がある
- ・札幌市の第24条には子どもの参加権利が規定されている
- ・逐条解説にもりこんだらどうか

という意見から、第7章参画のときに再度協議を行った上で、市民の権利の逐条解説に盛り込むのか、若しくは、「参画」のところで子どもに市政参加への権利があることを謳い込む方がいいのか検討する。

・②について次の内容を盛り込む意見があったが、憲法で保障されている内容であり原文のとおり決定した。

②-1 (個人の尊厳)

市民は、年齢、性別、国籍その他社会的地位によるもの等いかなる差別も受けることなく、平等な個人として尊重されます。

②-2 (平和的生存権)

市民は、穏やかな暮らしのもと、平和で安心して生きる権利を持ちます。

〈理由〉個人の尊厳と、第9章で話した平和的生存権についてここで盛り込むため。

・③について「それを学ぶ」は削除しても十分理解できるとの意見があったが、行政情報はわかりづらいこともあり、その場合は、当然それを学ぶ権利は必要であるとの意見があり原文のとおり決定した。

・⑤について、基本原則中の参画の原則、公平公正の原則の内容で保障されているため削除との提案があったが、基本原則を各章で明確化するものであるため必要であるという意見があり、原文のとおり決定した。

・ ・ ・ ・ 策定委員会での確認・検討事項

※「まちづくり」と「市政」の使い分けについて、協議があったが、明確な結論に至らなかったため、策定委員会において検討する。

（2）市民の責務

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

- ①市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。
- ②市民は、まちづくりに参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。
- ③市民は、互いの自発的意思を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。
- ④市民は、まちづくりに必要な情報を互いに共有すること。
- ⑤市民は、子どもが個人として尊重され健やかに育つ環境をつくる責務を有する。
- ⑥市民は、行政サービスに係る負担を分任すること。
- ⑦市民は、男女共同参画を推進する責務を有する。
- ⑧環境に関する責務（※）
- ⑨市民は、市政の運営に関し、市議会及び市の執行機関を注視し、市民の信託に的確に応えているかどうかを見守るよう努めます。

【検討過程での主な意見】

- ・①について、今現在の自然環境を良くし、その環境を次世代に引き継ぐことが必要であるとの考え方から、市民の権利の（環境権）に対して、責務を盛り込むため「市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、良好な環境をつくり、次の世代に引き継ぐ責務を有する。」に変更したいとの意見があった。
- ・④について、市民間の情報の共有は必要であり「互いに」の文言を入れる。
- ・⑤について、自然環境については、地球規模で取り組むべき問題であるため「市民は、子どもが個人として尊重され健やかに育つ環境をつくるとともに、豊かな自然環境を守り、次世代に引き継ぐ責務を有する。」に変更したいとの意見があった。
- ・⑥について、逐条解説で「市民は、自分たちでできることは自分たちですること」の文章で説明する。また、条文策定にあたっては「負担を分任する」という内容の重みを十分理解しておく必要がある。
- ・⑨について、市民による市議会及び市の執行機関の注視（監視）は重要であるため盛り込む。

・ ・ ・ ・ ・ 策定委員会での確認・検討事項

※①及び⑤についての変更意見は、自然環境についての重要事項であり、⑧として追加する。
「良好な環境をつくり」「豊かな自然環境」という文言を盛り込んだ上で、事務局より策定委員会に提案する。

（3）コミュニティの役割

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

（コミュニティの意義）

コミュニティとは、地域における多様な人と人とのつながりをいい、コミュニティには、その地域に住んでいる人々の組織・活動である地域コミュニティと目的や使命を共通し

て、営利を目的としない組織活動であるテーマコミュニティがある。

（コミュニティを基盤とする活動の原則）

コミュニティを基盤とする活動の原則は、次に掲げることを内容とする。

（1）市民の自発的な意思に基づく参加及び市民相互の立場を尊重した連携を基本とすること。

（2）市民一人ひとりの生活を豊かにすることを目的とすること。

（3）子どもからおとなまで、世代を超えた交流及び学び合いを大切にすること。

（4）活動に際しては、市からの補助金等の交付を受けた場合は、使途について情報提供させること。

（市の役割）

市は、コミュニティを基盤として活動する市民の主体性を尊重しなければならない。

2 市長等は、コミュニティを基盤とする活動に対して必要な支援を行うとともに、この条例の理念にのっとり、多様な活動が連携していくための施策を推進しなければならない。

【検討過程での主な意見】

・豊島区のものに「地域コミュニティ・テーマコミュニティの説明」と「(4)活動に際しては、市からの補助金等の交付を受けた場合は、使途について情報提供させること。」の文を追加し盛り込む。

・ ・ ・ ・ 策定委員会での確認・検討事項 ・ ・ ・ ・

※(4)「情報提供させること」については、文言を策定委員会で調整。

（4）事業者の権利及び責務

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

（権利）

①事業者は、市政に関する情報を知る権利を有する。

②前項に規定する事業者の権利は、市民の生命と財産を侵さない限り最大限に尊重され、事業者は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。

（責務）

③事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努める。

④事業者は、社会的な役割を自覚し、市民及び市と協働しながら地域との調和を図るよう努める。

【検討過程での主な意見】

①②について

・企業誘致のためにも、事業者の権利は盛り込みたい（まちの発展は重要）反面、岸和田市の事業者の権利保障は書きすぎでは（最大限尊重など）。

・岸和田市の例により、（事業者の権利）（事業者の責務）の構成で、（事業者の責務）は豊島区

条例に盛り込みたい内容 3. 市民の権利・責務（市民の役割）

の条文を採用することにまとまっていたが、(事業者の権利)というものに違和感を覚えたため、(事業者の責務)のみ盛り込みたい。

- ・事業者の権利をあえて強調する必要はないということだが、「公共の福祉に反しない」を「市民の生命と財産を侵さない」に変更し盛り込みたい。
- ・①について、「自己の責任において的確に判断できるよう」があることで、意味が理解しにくいため、文言を削除した。

③④について

- ・旧産炭地は不法投棄や産業廃棄物の課題があり、事業者の責務をうたう必要がある。
- ・地域環境を守るためにも事業者の規制は必要では。
- ・事業者は事業を行ううえで環境に配慮し、市民と市に対して事業を詳しく説明する責務がある。
- ・市民生活や地域環境に重大な影響を与える事例が多いので、事業者の責任を定める必要がある。
- ・③について、環境問題は重要な問題となっており、事業者の社会的責任を明確にするためにも、「配慮するよう努める。」を「配慮しなければならない。」と義務規定とすべきとの修正意見でしたが、反対意見として、産業基盤の育成と発展という観点もあり努力規程として留めるべきであるものとして、原文のとおり決定した。
- ・④について、事業者には法律を守ってもらうことが最も重要であるので、「法律の遵守」という文言を追加したいとの意見があったが、③との整合性を図るため原文のとおり決定した。

4. 市議会（議会の役割）

（1）議会の役割

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

- ①議会は、市民主権を基礎とする市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性・透明性、信頼性を重んじた市民に開かれた議会及び市民参加を不斷に推進する議会を目指して活動する。
- ②議会は、市の重要事項を議決する権限、並びに市の執行機関に対し監視及びけん制する権限を有する。

【検討過程での主な意見】

- ・議会のあるべき姿
- ・市政の監視、評価
- ・説明責任、情報公開
- ・市民が参加しやすい開かれた議会
- ・政策立案、政策提起
- ・意思決定機関
- ・議員が個人の意見だけでなく、多様な市民の意見を把握し議会及び市政に反映させる
- ・議員の公平性
- ・議会に関する事項は、盛込んでいる内容が多すぎるため、法令や条例・規則に基づくものも改めて盛込む必要があるかの整理を策定委員会で検討してほしい。

（2）議会の責務

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

- ①議会は、本会議のほか、各委員会等公式な会議は原則公開するとともに、市民が議会の活動に参加できるような措置を講じなければならない。
- ②議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。
- ③議会は、議会及び議員の政策能力を強化し、政策立案や政策提言を積極的に行わなければならない。
- ④議会は、議会及び議員の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
- ⑤議会は、政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努める。
- ⑥議会は、個別的な事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指さなければならない。
- ⑦議会は、議決に当たっては意思決定過程やその妥当性を市民に明らかにしなければならない。

⑧議会は、前各項の実効性を高めるために、自らの機能と責務に関する基本的な条例を定め、市民に対し議会の役割を明確にしなければならない。

【検討過程での主な意見】

- ・説明責任を十分に果たせるよう論議をきちんとする。
- ・情報を公開する仕組みの強化。
- ・栗山町議会基本条例を参考とした。
- ・①の「市民が議会の活動に参加できるような措置」は逐条解説で説明する。
- ・①について、(3)の開かれた議会に移動することを策定委員会で検討する。
- ・⑤について、「執行後における政策評価に資する審議に努める。」の意味は良く分からぬが、このまま策定委員会へ持ち込む。
- ・議会に関する事項は、盛んでいる内容が多すぎるため、法令や条例・規則に基づくものも改めて盛込む必要があるかの整理を策定委員会で検討してほしい。
- ・次の内容は特に重要であるため、積極的に盛り込みたい。（策定委員会での検討過程で消えてしまわないように残してほしい。）
 - ①「本会議のほか、各委員会等公式な会議は原則公開する」
 - ③「政策能力を強化し」
 - ④「情報公開を強化し」、「市民に対する説明責任」
 - ⑤「執行後における政策評価に資する審議に努める」

・・・・・・ 策定委員会での確認・検討事項 ・・・・・・

※①について、(3)の開かれた議会に移動することを策定委員会で検討する。

（3）開かれた議会運営

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

①議会は、本会議のほか、各委員会等公式な会議は原則公開するとともに、会議開催日時を休日や夜間に設定するなどし、市民の傍聴を容易にするように努めなければならない。

②議会は、全議員の出席のもとに市民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を聴取して議会運営の改善を図らなければならない。

③議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会広報活動に努めなければならない。

【検討過程での主な意見】

- ・栗山町議会基本条例を参考とした。
- ・開かれた議会運営の実現に向け、「土日曜の議会開催ができる様なシステム」、「各庁舎持ち回りで議会開催ができるシステムの研究」、「多選の自粛」という意見もあった。
- ・議会に関する事項は、盛んでいる内容が多すぎるため、法令や条例・規則に基づくものも改めて盛込む必要があるかの整理を策定委員会で検討してほしい。

(4) 議員の責務

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

- ①議員は、日本国憲法、地方自治法及びこの条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、倫理性を常に自覚し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。
- ②議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。
- ③議員は、個別的な事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。
- ④政務調査費の交付を受けた議員は、公正性、透明性の観点に基づき、活動状況を市民に報告（公表）しなければならない。
- ⑤守秘義務に関すること。

【検討過程での主な意見】

- ・議員は、広く住民の声を聞くべき。
- ・法律や条令に基づき、公正・誠実に職務を遂行すべき。
- ・札幌市の条文が分かりやすくてよい。
- ・政務調査費については、使途を報告すべきでは
- ・①について、政治倫理条例に記載しているので注意を要する。また、政治倫理条例では、議員のみでなく、市長等も対象となっているのでその整合性を欠く。尚、職員についても職員倫理条例等を制定しており、そのことも念頭におく必要がある。
- ・③について、(2) 議会の責務⑥と同じ内容であるが、そのまま意見として残す。
- ・④の関連で、最小限で最大限の効果をあげるよう費用対効果の精神を逐条解説で説明する。
- ・議会に関する事項は、盛込んでいる内容が多すぎるため、法令や条例・規則に基づくものも改めて盛込む必要があるかの整理を策定委員会で検討してほしい。

・ ・ ・ ・ 策定委員会での確認・検討事項

※⑤について、文章は事務局が策定委員会で提案する。

5. 執行機関（市の役割）

（1）市長の責務

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

- ①市長は、市を代表し、議会への議案の提出、予算の調整及び市税の賦課徴収等の事務を管理執行する権限を有する。
- ②市長は、市の職員（以下「職員」という。）を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に対応できるよう職員の知識と能力を高め、効率的な組織運営に努めなければならない。
- ③市長は、新たな行政課題等に対応できるよう機動的かつ柔軟な組織運営及びコスト意識を持って事務を執行するよう努めなければならない。
- ④市長は、マニフェストに基づき、毎年度、行政運営の基本方針を定め、これを市民及び議会に説明するとともに、その（進捗）状況を報告しなければならない。
- ⑤市長は、健全な財政運営に努めるとともに、市の貸借対照表、その他の財政及び財務等に関する資料を作成して公表することにより、市の経営状況を的確かつ分かりやすく市民に伝えなければならない。
- ⑥市長は、市民の信託にこたえるために、公正かつ誠実に市政の執行に当たり、市民に対する自らの政治責任を果たさなければならない。
- ⑦市長は、この条例の理念を実現するために、全力を挙げてまちづくりの推進に努めなければならない。
- ⑧市長は、市民が平和で安心して暮らすまちを目指して、市民の権利を擁護し生命及び財産を守らなければならない。
- ⑨市長は、就任に当たっては、その地位が市民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。

2 前項の規定は、副市長及び教育長の就任について準用する。

【検討過程での主な意見】

- ・この条例の実施のためにも市長のリーダーシップが重要である
 - ・分権型社会に対応した自治体運営のために行財制改革、組織づくり、職員教育、職員の意識改革、人事考課制度の導入などが望まれる。
 - ・権利権益に関与する市長については、3期ぐらいを目途に代わった方が、新しい風が入り地域が活性化するのでは
- ※多選の自粛については、策定委員会の中で下村教授に法的に盛り込むことが可能か確認する。
- ・内容は、市長の役割のあり方を理念的に表現するもの、職責を明記するもの、また事務上の権限を明記したものなど、表現にばらつきを感じるため、今後の策定段階で整備を図ってほしい。また、市の代表者という立場であるので、広くその役割を理念的な表現で統一した方がよいと考える。
 - ・③の表現は、行政サービスとは、利益を追求するという概念で行なわれていないため、コスト意識ということだけで、事業が削減されたら住民サービスの低下を招きかねないとの趣旨で削除との提案があったが、歳出削減という意味からのコスト意識は重要であるとの意見もあり、盛り

込む。

- ・⑨について、標準装備で市長等の就任時の宣誓の項目があるが、今までのところこの部分が盛り込まれておらず、また、この部分は重要であると考えるため。
- ・⑨について、市長を含む市の3役については、市政を行なうにあたり、自治基本条例を遵守してもらうことを明確化するためとの理由により盛り込む。

（2）執行機関（市）の役割・責務

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

- ①市は、多様な方法による市民の参加及び協働の機会を提供しなければならない。
- ②市は、組織間の連携及び調整により、総合的かつ効率的な行政サービスを提供しなければならない。
- ③市は、実施しようとする事務事業について、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう検証し明確な長期的目標を設定して事業推進に努めなければならない。
- ④市は、事務事業の実施に当たっては、環境負荷の低減に率先して努めなければならない。
- ⑤市は、男女共同参画社会の形成を促進するための施策（積極的改善措置を含む）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。
- ⑥市は、子どもの人権を保障するとともに、年齢に応じてまちづくりに参加する権利を保障しなければならない。
- ⑦市は、適材適所の人員配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価及び処遇を行うことにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならない。
- ⑧市は、職員が自己の知識と能力を向上させることができる機会の確保に努めなければならない。

【検討過程での主な意見】

- ・横断的組織が重要
- ・できること、できないことを明確にし、財政状況にあった施策をしなければいけない
- ・後期高齢者医療制度の相談など、わかりやすく親切に対応してほしい→職員の責務に位置づけては。
- ・名張市の条文がわかりやすくよい

[参考] 名張市自治基本条例

(事務事業の実施等における原則)

第23条 市は、提供する行政サービスの具体的な内容や水準等をあらかじめ市民に明らかにし、公平、公正で効率的なサービス提供に努めなければならない。

2 市は、実施しようとする事務事業について、最少の経費で最大の効果をあげるよう費用対効果を検証し、明確な目標を設定して事業推進に努めなければならない。

3 市は、事務事業の実施に当たっては、環境負荷の低減に率先して努めなければならない。

- ・③については、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう検証することも重要であるが、人権教育、人材育成など短期的では効果が表れないものもあり、長期的目標も必要である。
- ・⑤について、逐条解説に「男女共同参画社会の実現は21世紀の日本社会を決定する国の最重要課題として位置づけられているため、市は、男女共同参画の推進を市の主要な政策として位置づける必要がある」を記載する。

条例に盛り込みたい内容 5. 執行機関（市の役割）

- ・⑤について、自治基本条例は基本条例であり一般的なことについて記述すべきで、男女共同等の個別の事を記述するとすべての施策を記入していく必要が生じるためは削除すべき。難しいなら（ ）書きだけでも削除。
- ・⑤について、どの社会でも男女同権が基本であり、このまま盛り込み、削除するかは策定委員会で検討する。
- ・⑥について、子どもは地域や社会が一体となり育てられるべき。このため市は次代を担う子どもたちをとりまく環境を整備する必要がある。さらに、少子化傾向の著しい嘉麻市においては次世代育成の観点から子どもに着眼した条文を整備することが必要である。

・・・・・ 策定委員会での確認・検討事項

※⑤についてはこのまま盛り込み、削除するかは策定委員会で検討する。

（3）執行機関（市）の組織

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

- ・市は、次に掲げる方針に基づき、その組織を構成しなければならない。
 - ①社会経済情勢、行政に対する市民のニーズ、政策課題等の変化に対応するために組織横断的な運営を行なうこと。
 - ②市民の声に対して公平、公正のルールをもって対応すること。
 - ③男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に推進するために、組織横断的な調整をすること。

【検討過程での主な意見】

(望ましい組織体制について)

- ・簡素で効率的な組織
 - ・長期的な職員の育成計画が重要
 - ・地方分権や複雑化する行政需要に対応できる組織
 - ・市民が分かりやすい組織
 - ・職員を育てる人事評価の導入
 - ・減点方式による人事評価は望ましくない
 - ・決まったことでない、チャレンジできる職員を育成する組織
- (庁舎について)
- ・全ての庁舎で同じサービスや情報を受けることができるようにしてほしい。（合併で仕方ない部分もある）
 - ・③について、自治基本条例は基本条例であり一般的なことについて記述すべきで、男女共同等の個別の事を記述すると、すべての施策を記入していく必要が生じるため削除すべき。

※「職員を把握し、適正評価及び配置できる組織」及び「人材を育成し、職員の意識改革を促す組織」については、（2）執行機関（市）の役割・責務に盛り込むこととした。

・・・・・ 策定委員会での確認・検討事項

※③についてはこのまま盛り込み、削除するかは策定委員会で検討する。

（4）職員の責務

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

- ①政策能力の向上のために、日頃から業務に対し自己研鑽に努めなければならない。
※逐条解説でお役所仕事はしないように自己研鑽するような説明をする。
- ②職員は、市民の視点にたって誠実かつ公正に職務を遂行する。
- ③引継ぎ事務の適確性
- ④市民との協働
- ⑤この条例の理念を職務執行の指針として、自治の実現に努める。
- ⑥公益通報について
- 1　市の職員は、公正な市政を妨げ、市に対する市民の信頼を損なう行為が行われていることを知ったときは、その事実を放置し、隠してはなりません。
- 2　正当な公益通報を行った職員は、その公益通報をしたことを理由に不当に不利益を受けないよう保障されなければなりません。
- 3　公益通報に関して必要な事項は、別に条例で定めます。
- ※「第三者機関の設置」は逐条解説で説明する。

【検討過程での主な意見】

- ・法令遵守
- ・公平・平等
- ・意識改革が重要
- ・日頃からの自己研鑽、技術の向上
- ・県をはじめとする関係機関との積極的連携
- ・効率的な事務
- ・全体の奉仕者という言葉はなじまない
- ・決まった事務だけではない、創造的なアイディアを提案してほしい
- ・（飲酒運転等の）非違行為をしないモラルをもって欲しい
- ・①について、逐条解説でお役所仕事はしないように自己研鑽するような説明をする。
- ・③について、行政事務の継続性、また市民への安定した行政サービスを提供する必要性から重要な項目である。
- ・③については、当然のことであるが、徹底されていないとの理由から、このまま盛り込み文案については策定委員会で検討する。
- ・⑥について、社会的にも内部告発で明るみになる事件が多く、組織の自浄作用として必要な制度である。
- ・⑥について、設置に係る必要な事項で「第三者機関の設置」は逐条解説で説明する。

・ ・ ・ ・ 策定委員会での確認・検討事項

※③についてはこのまま盛り込み、文案については策定委員会で検討する。

6. 情報の共有

(1) 情報公開（積極的な情報公開）

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

(情報公開)

①市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例に定めるところにより、市が保有する情報を適切に公開するものとする。

(情報提供)

②市長等は、政策等の立案、実施、評価等の各段階における情報を適切な情報手段により、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供しなければならない。

③上記の場合、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。

(情報共有)

④情報を共有する制度を整えるよう努める

(1) 市の仕事に関する情報を分かりやすく提供する制度

(2) 市の仕事に関する会議を公開する制度

(3) 市が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度

(4) 市民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度

【検討過程での主な意見】

・「情報共有の原則」として、行政が保有する情報は、市民との共有財産であるという考え方を盛り込み、その原則のもと「情報公開」、「情報提供」を盛り込む。

(情報公開について)

・情報公開の目的を文中に盛り込むべき。(情報公開に関する目的を入れたほうが分かりやすい。)
○まちづくりのため、○市民自治を遂行するため、市民自らが考え適切に判断できるようにするため、○市民は知る権利があるため

・保有している情報を明確にする。

・情報公開できる対象を明確にする。(保有している情報、公文書や電子データ等の情報媒体)

・情報公開に関しては「細かく述べたほうがいい」と「細かいと読みづらい」という2つの意見に分かれた。

(情報提供について)

・②において、次の内容を逐条解説で説明する必要がある。

「情報」行政のしくみに関する基礎的な情報、施策・事業に関する方針や計画、事業ごとの予算、事業の進捗情況、落札業者、実施結果、政策評価、バランスシート、補助金等の収支決算報告、統計資料等、などが含まれる。

「情報手段」市のホームページの充実など。

・ ・ ・ ・ 策定委員会での確認・検討事項

※②についてはこのまま盛り込み、「速やかに」もしくは「迅速に」の文言については策定委員会で検討する。

※(情報の共有)については、調整会議において調整できなかつたためそのまま掲載し、策定委員会で検討する。

(2) 説明・応答責任

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

(説明責任)

- ①市長等及び市議会は政策の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について、市民に分かりやすく説明しなければならない。
- ②補助金を受けた団体一覧及び補助金の使途明細が閲覧できる制度をつくる内容を盛り込む。
- ③市長等は、市民から市政に関する要望、意見、苦情等の申立てがあったときは、速やかに事実関係を調査し、これに答えなければならない
- ④市は、地方自治法第138条の4の3項の規定によりオンブズパーソンを置く
 - ・オンブズパーソンに関する条例を定めなければならない
- ⑤オンブズパーソンは、市民から市政に関する要望、意見、苦情等の申立てがあったときは、速やかに事実関係を調査検討し、理由を付した書面で、遅滞なくその旨を申出人に通知するとともに、これを公表しなければならない。ただし、公表に当たっては、プライバシー等人権に必要な配慮がなされなければならない。

【検討過程での主な意見】

- ・「速やかに説明する責任を有する。」という文言を付け加えたい。そして、それに伴い意図的な情報公開の遅延や情報の歪曲等が行われた場合は、責任の所在を明確にしなければならない。
- ・②について「市民は行政等から補助金による支援をうけた活動について、相互に説明するよう努める」については、補助金を交付するのは市であり、情報公開制度を利用し補助金に関する資料の請求は市にすることが出来るため削除する。ただし、補助金を受けた団体一覧及び補助金の使途明細が閲覧できる制度つくる内容を盛り込む。
- ・公的救済機関について（③～⑤）

札幌市の実績から、莫大な経費が掛かることが予想され、国の行政相談員制度を強化するなど別な方法も考えられる。ただし、行政相談員は市が人選することもあり、市への苦情に対して市民側に立てるのか疑問である。第三者の機関で中立な立場で判断できる機関が必要である。経費のこともあるが、このまま盛り込む。

(3) 個人情報の保護

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

- ①市は、個人の権利利益の保護のため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

7. 参画・協働

(1) 参画の権利

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

- ①子どもの意見が行政に反映される心配りを望むため、子どもの権利について盛り込む。
※「まちづくりの視点で子どもの意見が取り入れられる」というニュアンスを加え策定委員会で検討。
- ②市民は、年齢、性別、国籍、心身の状況のちがいを問わず、平等な立場でまちづくり活動と市政に参加する権利を有する。

【検討過程での主な意見】

- ・既に参画に関する内容について「市民の権利」、「市民の責務」「市長の責務」、「執行機関（市）の役割・責務」、「執行機関（市）の組織」で盛り込むこととしているため、新たに盛り込みたい内容について整理する。
- ・子どもの視点から、健やかに育みやすい環境についての意見が、市政に反映されるような子どもの権利について盛り込みたい。
- ・①について、市の責務と違う視点で参画の項目で載せたいという意見があった。内容的には、「まちづくりの視点で子どもの意見が取り入れられる」というニュアンスで条文に反映させる。
- ・②については、国籍について住民投票との整合性により注意が必要。
- ・②について、市民の権利と重複しているため削除してよいのではという意見もあったが、すべての人に参画の権利を明確に担保するため盛り込む。

・ ・ ・ ・ 策定委員会での確認・検討事項 ・ ・ ・ ・

※①については「まちづくりの視点で子どもの意見が取り入れられる」というニュアンスを加え策定委員会で検討する。

(2) 計画策定への参画

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

- ①市長等は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定、条例の制定、改廃または施策を実施しようとするときは、市民に意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
※緊急措置の場合は事後報告を義務付ける。
- ②市長等は、市民に意見を求めるときは、パブリックコメント、アンケート調査、公聴会の開催、市民委員会等の設置等適当な方法で実施するものとする。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、検討する期間を設けなければならない。
- ③前2項に規定する意見を求める場合に関して必要な事項は、別に定める。
- ④市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 実施の時期が適切であること。
 - (2) 効果的かつ効率的な方法によること。

- (3) 事案に関する市民又は地域に係る市民が参加できること。また、子育て中の市民、介護中の市民が参加できるよう配慮すること。
- (4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。
- ⑤市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。

【検討過程での主な意見】

- ・①について、参画の原則では予め、市と市民とが協議することを基本としているので、緊急措置の場合は、市民に対して事前意見を求められなかった理由や市民生活に重要な影響を及ぼす具体的な内容等をわかりやすく説明しなければならない。
- ・②について、次の内容を追加し盛り込むこととした。

「適当な期間」を「検討でき意見を述べることができる期間」（例えば、市政懇談会の開催に当たり予め資料を配布するなどし、市民の意見を幅広く意見を聞くことができるよう、配慮しなければならない。）

「公聴会の開催等」を「公聴会の開催、市民委員会等の設置等」

- ・市民が参画し、出てきた意見を市長は尊重しなければならないといったことを盛り込んではどうかという意見については、市長の責務で盛り込んでいる。

(3) 市民参画の形態（方法）

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

- ①市長等は、市の執行機関に附属機関等及び市民委員会等を設置する場合は、別に附属機関等及び市民委員会等の設置と運営に関する条例を制定し、次に掲げる事項を含めて運営の原則及び基準を定めなければならない。
- (1)附属機関等及び市民委員会等の会議の議題及び資料は、会議の事前に委員に配布するとともに、会議、配布資料及び議事録は、原則として速やかに、かつ完全に公開すること。
- (2)委員の委嘱に当たっては、公募の委員の増加並びに一方の性に偏ることのない委員の登用に努めるほか、事前審査等により審議課題に即した人選を行うこと。
- (3)附属機関等及び市民委員会等は、審議事項に関する職員を指名して会議への出席を当該職員の所属する行政機関の長に求めることができる。
- (4)市は、委員の選任、会議の開催、会議の公開、予算及び決算の状況を含め、毎年度附属機関等及び市民委員会等の活動状況を公表しなければならない。
- (5)市は、附属機関等及び市民委員会等の設置により、市の行政機関の責任が不明確になることがないよう、濫設及び濫用を抑制しなければならない。

【検討過程での主な意見】

- ・附属機関等（地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市が設置する附属機関及びこれに準じて設置するもの）及び市民委員会等（要綱等により設置された市民委員会、協議会その他これに類するもの）へ一般市民の参画の機会を拡充するため。

- ・偏った意見にならないように市民の公募枠は多くの人数が望まれる。
- ・審議会等に公募委員や女性委員を登用すること。また審議内容に即した人選をすること。
- ・公募枠の人選については、参加動機を書面にして提出させるなど、応募動機のしっかりした責任感のある人を選定する。
- ・事前審査は公募員のみでなく全ての委員に必要である。
- ・審議会等に参加した市民に責任を持たせるために、会議録の公開をすること。また会議録は原則公開するのは良いが、事業が終了した後に公開されても意味がなく、速やかな公開が望まれるため、公開に際しては速やかに公開すること。

・ ・ ・ ・ ・ 策定委員会での確認・検討事項 ・ ・ ・ ・ ・

※①の(5)については「濫設及び濫用」の表現を策定委員会で検討する。

(4) 協働の原則

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

- ①市民、議会及び執行機関はお互いに対等な立場で、相互理解を深めるとともに信頼関係の下に、協働してまちづくりを進めるよう努めなければならない。
- ②執行機関は、協働のまちづくりを進めていくために、市民等が自立して活動するための仕組みや協働のルールを整備し、必要な支援を行わなければならない。

(協働によるまちづくりの7つの原則)

- ③市民、市議会、市は、次の原則に基づいて協働によるまちづくりを進めます。
 - (1) 主体性 主体性に基づいてまちづくりを進めます。
 - (2) 対等性 対等の立場に立ってまちづくりに取り組みます。
 - (3) 協調性 相手を尊重し、相手の立場や主張について理解します。
 - (4) 柔軟性 従来の発想にとらわれることなく、自己改革を進めます。
 - (5) 公開性 まちづくりに関する情報を広く公開し、共有します。
 - (6) 普遍性 市のすべての施策や事業を協働の観点から実施します。
 - (7) 発展性 従来の関係に安住することなく、さらに新しい関係への発展をめざします。

【検討過程での主な意見】

- ・協働に関する内容は基本原則で盛り込んでいるが、協働を推進するためには、市民や市民活動団体が自立して活動するための体制整備や支援が必要であるため。
- ・協働の原則については、この章で明確化するほうがよい。また、協働の原則の内容を詳しく列記し、わかりやすくするほうがよいため。
- ・②について、市の責務であり、この項目にはなじまないとの意見もあったが、目に見えるような仕組みで確立したらもっと活性化するということからも載せたいとの意見もあった。ただ文中の「協働のルールを整備」の個別記載が③であり、個別の解釈もわからない箇所もあるとの意見が出たが、両案ともに盛り込む。

（5）政策評価への参画

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

- ①市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民参画による外部評価を取り入れるものとする。
- ②市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

【検討過程での主な意見】

- ・予算策定への参画は、市民にも責任がかかるてくる。そのため、現実的に難しい部分は多いが、その反面、「身内だから起こりうる馴れ合いの打破」や「財政に関する高い知識の活用」等を考慮すると、市民が予算策定の段階から参画することに大いなる期待を持てる。
- ・行政評価への参画
現在嘉麻市において行政評価を本格的に取り組んでいる段階なので、そこで決められたことを遵守することが望まれる。

8. 住民投票

(1) 住民投票の発議及び請求

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

(住民投票)

①市長は、市政に重大な影響を有する事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

(住民投票条例)

②住民投票に付すことができる事項、投票者の資格要件その他住民投票の発議及び請求並びに実施に関して必要な事項は、次条に定めるものほか、別に条例で定める。

(投票結果)

③議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

④住民投票の結果を事案の審議に反映させるとともに、審議の結果が住民投票の結果と異なる場合は、審議経過を住民に説明し、住民の理解を得るよう努める。

(住民投票の発議及び請求)

⑤定住外国人を含む18歳以上の住民は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求することができる。

⑥市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを市議会に付議しなければならない。

⑦市議会議員は、議員定数の12分の1以上の賛成（発議者を含む。）を得て、住民投票の実施について発議することができる。

⑧市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。

⑨市長は、第1項の請求に係る署名者数が4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。

(説明責任)

⑩議会及び市長は、住民から住民投票の請求があった場合で、住民投票を実施しないと決定したときは、住民に対して実施しないと決定した理由を住民に説明しなければならない。

(住民投票条例に定める事項)

⑪公平・公正に情報を提供すること。

⑫再請求の制限期間・・・住民投票が実施された場合、その結果が告示されてから2年を経過するまでは、同一内容等の事案について、請求を行うことができない旨の規定

【検討過程での主な意見】

- ・住民投票については、市民のまちづくりの参画と協働があって、そのひとつとして住民投票があり、参画と協働に力を入れて考えたいということを前提として、住民投票について協議した。

・住民投票については、議会が本来の機能を果たしていれば住民投票は必要なく、住民投票は安易にするべきではない。市民の声を反映するシステムを構築することが前提で、住民投票は最終手段であるとしたうえで、住民投票に関する内容を盛り込むこととした。※「最終手段」という表現は「住民の権利を担保するもの」等の表現を検討する。

上記2点を逐条解説で説明する。

②

・迅速に民意を市政に反映させるため常設型とする。

・永住外国人を含む18歳以上の住民に参政権を保証するため、常設型の住民投票制度を最高規範である自治基本条例に盛り込みたい。

③④

・「投票結果の尊重」と「説明責任」について盛り込む。

・責任を明確にするため。

⑤～⑨

・永住外国人を定住外国人に修正

・広く市民の意見を取り入れるため、定住外国人を含む18歳以上の者としたい。

・直接住民の意思を確認しながら意思決定を行っていくことは、間接民主制を補完する意味でも重要である。

・次の2つの意見に分かれたが、常設型をとったため、50分の1の署名による条例制定請求での住民投票の実施ができなくなるため、その部分を補った名張市案を盛り込みたい。

(1)名張市のように、請求要件を2段構えで用意しておく方法は確かに良いが、本来住民投票というものは、市町村合併の是非等、市政に関する重要な事項を取り扱うものであり、また、選挙費用の面からも頻繁に行うべきものではないため、4分の1という高いハードルを持つて請求できることとした。

(2)岸和田市の場合、かなりハードルが高く、住民参画・協働が実のあるものになって住民投票があると考え、名張市を参考とし「住民50分の1以上の請求があり議会の議決があれば実施できる規定」、「議員12分の1の賛成で発議し議決があれば実施できる規定」、「4分の1以上の請求があった場合は直接実施できる規定」を盛り込み、ハードルは低く設定したい。

⑩

・住民投票を実施しないと決定したときの説明責任について盛り込む。

⑪⑫

・再請求の制限期間についても、2年が適当であるということで意見が一致。

・「請求権のところで、4分の1としているのである程度再請求するためのハードルは高いと思うが、あまり頻繁に住民投票が行われることはおかしいので、希望として2年以内の再請求はできないことを盛り込む

・もし成立要件に「投票率50%以下のときは開票しない」などを設定する場合は、ボイコット運動等が起こりうるということも考えて盛り込んでほしい。

・住民投票に係る投票率が50%未満の場合は、開票しないと定めている自治体もあるが、投票行動に対する反対運動の可能性もあるためこの項目は規定しない。

※その他

・川崎市の住民投票制度報告書にあるネガティブリストについては、住民投票ができないことで、住民にとってマイナスとなることがあるので、のせてほしくない。(これについては、意見として残してほしい)

[参考] 名張市自治基本条例

(住民投票)

第31条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

2 住民投票に付すことができる事項、投票者の資格要件その他住民投票の発議及び請求並びに実施に関して必要な事項は、次条に定めるもののほか、別に条例で定める。

3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の発議及び請求)

第32条 永住外国人を含む18歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求することができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを市議会に付議しなければならない。

3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の1/2分の1以上の賛成（発議者を含む。）を得て、住民投票の実施について発議することができる。

4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。

5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が永住外国人を含む18歳以上の住民総数の4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。

[参考] 岸和田市自治基本条例

(住民投票)

第20条 市長は、岸和田市が直面する将来にかかる重要課題について、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者が、その総数の4分の1以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければならない。

2 住民投票の投票権を有する者は、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者とする。

3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

4 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

(2) 住民投票に参画できる資格

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

- ・定住外国人を含む18歳以上の者

【検討過程での主な意見】

・18歳とした理由は、世界の潮流であるということと、権利と義務を考えると16歳では適当ではない。

・年齢については18歳未満では人間形成が未熟である。定住外国人については、国会で参政権について論議されているが定住外国人にも投票権を与えるべき。

9. 国その他の機関との連携

(1) 市外の人々との連携

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

①市民、議会及び市は、市外の人々とも積極的に情報交換をしながら交流を深め、その人々の知恵と意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

【検討過程での主な意見】

- ・遠賀川のように、河川を利用する場合は、源流点に住む私たちだけの枠にとらわれず、広域的な観点で取組まなければならない事例がある。
- ・市外の人の知恵と意見を活用することは重要であり、稻美町の条文を参考としたい。
- ・自治基本条例で、他の市町村との連携を述べても、他市町村の人にとっては押し付けになるとと思われる。自治体どうしの連携のほうが重要。

(2) 自治体・国等との連携協力

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

(国及び県との連携協力)

①市は、国及び県と対等・協力の関係にあることを踏まえて、自らの公共課題の解決を図るとともに、市の自主的、自立的運営のために、必要な場合は、国及び県に対して政策及び制度の改善等に関する意見・提案を行わなければならない。

(他の地方公共団体及び関係機関との関係)

②市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、自主性を保持し、お互いに連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努める。

※以下については、別章を作成

(平和への寄与)

③市民と市は、正義と秩序を基調とする平和を希求し、平和に寄与するように務めなければなりません。

④市は、市民の生命や身体や財産や生活の平穏を守るように務め、国際的な人道上の条約に基づき行動しなければなりません。

【検討過程での主な意見】

- ・岸和田市の条文を参考としたが、役割分担の表現は対等でなくなるため削除したい。
- ・国が決定した制度でもおかしいと感じた制度等について改善するよう提案できる規定を盛り込む。登別市の条文を参考としたい。
- ・火災や地震等の災害時の対応には、本市単独で解決することが困難であるため、近隣自治体と適切に連携・協力し合うことで、解決に向けた迅速な対応を目指す。
- ・市は、住民の権利・民意のもと市政を行うという「自立的運営と独立性の保持」、国と他の自治体に対し、「対等の立場」で、政策・制度などの「改善に向けて主張する」ということについて盛り込みたい。なお、「適切な役割分担」という内容は、誰が「適切な」について判断するのか、また、役割分担という文言はここでは適切ではないので、逆に盛り込またくない。
- ・国、県をはじめ他の関係機関とは対等協力する自立した自治体であるべき。

条例に盛り込みたい内容 9. 国その他の機関との連携

- ・筑豊地区の問題である暴力団対策についても盛り込む必要がある。
(例) 市は不当な要求や暴力行為に届しない。(→直方市の暴力対策条例を参照)

10. 条例の検討・見直し（検証）

（1）条例の見直し （2）見直し期間

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

- ①市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念及び社会情勢に適合したものかどうかを検討するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。
- 3 市長は、前項に規定する必要な措置を講じるに当たっては、市民の意見を聴かなければならない。

【検討過程での主な意見】

- 最高規範性ではあるが、市民の視点に立ち、社会情勢の適合もあり条例見直しは必要である。
- 社会情勢の適応という視点から、5年という期間は妥当である。
- 市民主体の自治を推進するのにふさわしいかどうかを、市民が参加して検証する必要がある。なお、「社会情勢に適合しているか」については、どのようなものか想定できないので盛り込まない。
- 5年以内（5年を超えない期間ごと）としておくほうが良い。
- 見直す場合は市民に意見を求める
- 見直しの期間が5年では、市長によっては任期中に一度も見直しをすることがないようなことも起こりうるので、3年がよいという意見もあったが、あくまで、最大5年までということで、検討・見直しは常時行い、不十分なところがあれば常に修正するということが前提なので、そのことを逐条解説で明記するほうがよいと考える。

（3）自治推進委員会の設置

【自治基本条例に盛り込みたい内容】

- ①この条例の趣旨に沿った自治の推進を図るため、自治推進委員会を設置するものとする。
- ②自治推進委員会は、本条例の適正な運用、評価及び見直しに関することを協議し、市長に意見を述べることができる。
- ③市長は、前項に掲げる事項について、自治推進委員会に対し意見を求めなければならない。
- ④市長は、第2項に基づく自治推進委員会の意見を尊重し、必要な措置を講じなければならない。

【検討過程での主な意見】

- 市民委員会に付託する形式が望ましい。
- 条例の運用・見直し、自治の推進に関する内容について協議する自治推進委員会を設置することを盛り込む。
- なければ動けない、また、あっても動かなければ意味がない。
- 自治推進委員の選定については、現市民検討委員など詳しく研究した熱意ある人物が望ましい。

条例に盛り込みたい内容 10. 条例の検討・見直し（検証）

この他、公募委員も必要。

※自治推進委員会規則の内容についての決定権はないが、検討委員会としては、以下の内容を意見として付す。

- ・自治推進委員会は常設とする。

資料

資料1. その他の前文案

案1

嘉麻市は、福岡県のほぼ中央に位置し遠賀川をはじめとする河川や山林を有し、水と緑が豊富な地域です。この自然に恵まれた地勢を生かしながら伝統と文化を守り、持続可能な嘉麻市の発展と自然との共生、平和を願い、主権者である市民一人ひとりが主体となって責任と役割を自覚し、個人として尊重される嘉麻市の実現に向け、自治の基本理念として「自治基本条例」を制定します。

案2

わが嘉麻市は遠賀川の最上流に位置して、美しい豊かな自然に囲まれ、古い歴史を持つまちとして栄えてきました。また戦後の日本経済の復興を支える重要な石炭の基地として貢献した一時期もありました。

そのような歴史を持つ嘉麻市に住み、活動する私たちは今までたどってきた道を振り返り、これから大きく変貌する社会の状況に対応してどのようにしてこの嘉麻市をゆりかごから墓場まですべての住民が住みよい、働きやすい町としていくことが出来るかその基本的な考え方を示すことは必要不可欠です。

美しい自然に囲まれた嘉麻市は私たち住民のためだけではなく近隣、国、ひいては地球環境を守るために私たちがおかれている自然を守ることがまず重要だと考えます。

私たちは戦後の混乱の時期に数々の犠牲を払いながら日本経済を支えるため尽してきた歴史があります。その中で得た人と人とのつながりの大切さ、ハートフルなコミュニティ形成の精神は今後とも公平、公正、協働の精神として発展させていくことが重要です。

今は地球環境の問題、経済問題をはじめ非常に困難な時代を迎えています。この状況は今後とも続くと考えられます。これに対応してそれを乗り切っていくにはほかに頼るのではなく私たち自身が自ら考え、自ら行動することが大切です。嘉麻市の運営に市民の参画の責任と権限をしっかりと持つことが大切です。

嘉麻市が未来にわたって住みよい町であり続けるためには次世代を担う子供たちの育成が重要です。子供たちを大切に育て、正しい方向に導き、将来に役立つ人材を育てるに町全体で取り組むことを重要と考えております。

このような考え方のもと、私たちはまちづくりの担い手である市民、議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちの町を私たちの考え方で、私たちの手で築き、未来永劫に住みよい町であり続けるようにするため、まちづくりの最高規範として、ここに嘉麻市自治基本条例を制定します。

案3

嘉麻市の市民、市議会、市長は、これまでそれぞれの立場で理想を追求することで、地域社会の発展に努めてきました。

これからも、先人が積み重ねてきた歴史、伝統、培ってきた文化、守り育ててきたかけがえのない自然などの貴重な財産を、次世代に引き継ぎ、多様で個性豊かな地域社会を実現していくためには、自治の担い手である私たち市民、市議会及び市長は、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、そして協力していくなければなりません。

そのためには、市民とその信託を受けた市議会、市長との間で嘉麻市の将来にわたり、共有すべき自治を実現していくための基本となる仕組みを自ら定めることが必要です。

平成18年3月27日、旧1市3町の合併により誕生した嘉麻市では、市民一人ひとりが個人として尊重されること、自らの意思と責任に基づいて自己決定することを自治の基本理念とし、情報共有、参加、協働及び公平公正を自治運営の基本原則として、嘉麻市民としての誇りを持ち、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて努力を重ねなければなりません。

ここに私たちは、嘉麻市における自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のために、自治基本条例を制定します。

案4

私たちのまち嘉麻は、福岡県のほぼ中央に位置し、遠賀川の源や多くの山々を有するなど、水と緑に大変恵まれており、自然豊かな地域です。

また、福岡都市圏や北九州都市圏などの主要都市とほぼ等距離にあり、経済や交通の要所としての潜在能力を秘めている地域でもあります。

嘉麻の歴史は、本市を構成する山田市、稻築町、碓井町、嘉穂町の旧1市3町が奈良時代に嘉麻郡として成立し、当時は「鎌の屯倉」として穀倉地帯を形成していました。

その後、西暦1896年(明治29年)の嘉穂郡発足までの約1300年以上その領域は引き継がれました。

明治中期に入ってからは、石炭量産地域として日本の産業エネルギーの一翼を担うなど、目覚しい発展を遂げて来ました。

しかし、その後は産業エネルギーの中心が石炭から石油や天然ガスへ移行したことに伴い、人口は大幅に減少し、財政基盤も脆弱なものになりました。

また、今日では保険・医療・福祉などの行政サービスに対する需要の増加を背景に、財政構造がより一層厳しさを招いていることに加えて、地方分権の推進により、地域が自主・自立の体制を確立することが大きな課題となっていました。

このような中、旧1市3町は総合的なまちづくりや行政サービスの維持・向上、行財政運営の効率化と基盤強化を図るため、平成18年3月27日をもって合併し、嘉麻市が発足しました。

ただ、忘れてならないのは、どんなに時代が流れても私たちの心の中には、先人から受け継がれた人の絆の大切さが強く根付いています。

その心を礎として、私たちは今後も平和を願い、次代を担う子供たちを育み、助け合いながら、性別に関係なく一人ひとりの人権を尊重するまちづくりに取り組んで行きます。

また、市民が自治の主体、市政の主権者であることを認識し、自らの地域は自らの手で築いていくとする意志を明確にし、考え、行動することで、これから先いつまでも安心して暮らしていくことが出来るまちの実現を目指します。

そこで、そのまちの実現のために、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨を踏まえて、私たちはここに嘉麻市自治基本条例を制定します。

案5

近年、全国のあちこちで起こっている問題を見聞きしてみても「民主主義」「国民主権」の我が日本だけは信じ難い100年200年昔の国家をみる思いです。私達が戦後脈々と築いてきた自由や平等は、いつの間に腐敗してしまったのでしょうか。「議会制民主主義」を受け入れ、私達が代表として付託した人達が庶民感覚を持たずして国民の生活のルール作りの何を決定出来るのでしょうか。民意とは、その様に軽いものなのでしょうか。「多数決」という決定方法は、派閥・根回し・利害損得などに流されてよい程度の決定方法なのですか？一票の重みがあるからこそ「多数決」を正しく機能させる為にこそ条件の違う（年齢・性別・職業・地域など）考え方の違う個々人が代表となっているではありませんか？個として集合し、個として考えを表明し、そして全体として決を採り、そしてその決定に従う。不公平感の少ない良い仕組みだと思います。説明責任、任命責任、公開性、透明性、求められるものは限りなく多い。当然です代表なのですから。日本人が本来持っていた良さ、謙虚さ、真面目さ、素朴さ、質実剛健を旨とした精神性、良識や倫理感・道徳観に培われた決断力。

地方分権の始まりを機に、地方だから、コンパクトだからこそ「我がまち」から意識改革という精神性を重んじたシンプルで骨太な仕組み、あるべき姿を形作っていこうではありませんか。「我がまち」として堂々と対等に県にも国にも物申せるまちづくりを、自浄作用のある、安心して暮らせるまちづくりを。「我がまち」の憲法であると位置付ける、大きな根幹としての誇り高い条例に日々育っていく事を心より願います。

案6

嘉麻市は福岡県のはぼ中央部に位置し、本市全体の約72%が森林と耕作地で、南部の山林を源とする遠賀川の流れに沿って結ばれた地域であり、水と緑に恵まれ自然豊かで環境に恵まれた気候温暖な住みやすいまちです。

歴史的には西暦535（安閑2）年に4地区は1つの領域となり、奈良時代に嘉麻郡が成立したという古からこの地域の深い結びつきがあったのです。その後、長い歴史を経て嘉穂郡発足（1896年）となりました。この地域は主に農業生産を暮らしの基盤としていましたが、戦中・戦後は筑豊炭田の一角を担い石炭のまちとして繁栄しました。しかし、エネルギー革命により各地の炭鉱閉山に追い込まれ、繁栄から一転してまちが経済的にも厳しい時代に至ったこともあります。時を経て、やがて1市3町となりましたが、住民が安心して暮らせるまちにするために、同じ基盤の上に立ち協力連携しながら、いろいろな苦難の乗り越えに努め、経済的・文化的にもその浮揚を図り行政と住民が一体となって進んできました。

このように、共通基盤をもつ1市3町が総合的なまちづくりや行財政運営効率化等を図るために、「母なる遠賀川源流の恵みに満ちたふれあいと安心のまち」を目標に1市3町が合併し、平成18年3月に新たな目標に向かい嘉麻市として発足しました。

私たち市民は、先人たちの英知と努力により守り育て築かれた歴史や文化、産業、自然豊かな環境のもと、住みやすく安心して暮らせるまちとして発展してきました。築かれた土台を大切に引き継ぎ、次代につなぐために新たに嘉麻市として更に前進させなくてはなりません。

近年、少子高齢化や人口減少化、過疎地化社会の到来、財政難など、成長と拡大を基調とした社会構造

資料1. その他の前文案

そのものが転換期を迎えて、国や県、市町村主導の行政のあり方が問われ、市民が主役・主導の地方分権制度への転換が図られています。

私たちは、これから的地方分権時代における多様で個性豊かな地域社会を形成していくために、主権者の一人として自覚し、嘉麻市地域住民の生活をより良く充実させるために、自らが主体となって自主的に役割を分担し、自らの責任を果たし協力していきます。

私たち市民は、恒久平和を願い、一人ひとりの命の尊さや人間尊厳を認識し、人権を尊重する豊かなまちづくりをすべての基調理念としながら、身近な地域課題について、まず地域住民が主体的に取り組むことを起点とし、さらに地域社会に関わる多様な人々に、個性と人権をお互いに認め合い協働の環を広げ、連帶して取り組んで自治の実現化をしていきます。

今までの行政任せの自治から、一転して市民主体の自治にするには、市民一人ひとりの自己変革が大切です。市民変革すれば大きく行政と議会が変革され、よりよきまちづくりが発展します。

私たちはまちづくりの主体である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちで築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに「嘉麻市自治基本条例」を制定します。

案7

嘉麻市で育ちやがて嘉麻市を離れる市民、仕事や結婚で嘉麻市に移り住む市民、生涯を嘉麻市で過ごす市民等、その全ての市民にとって、嘉麻市は大切な場所であってほしいと思います。

私たち市民は、緑と水に恵まれた豊かな嘉麻市の自然を守り、歴史に知恵を学び新旧の考えを織り交ぜながら人権視点のある文化を創造し、課題の解決にむけて努力しなければいけません。その行動こそが、次世代にとっての誇りであり、わがまち嘉麻市への愛着となるでしょう。

私たち市民は、誰もが性別にかかわりなく個人として尊重され、戦争のない平和な社会で、健康で快適かつ安心して幸せに暮らせる嘉麻市を守り育てる責務があります。

そのためには、私たち一人ひとりが自立した市民として、自ら考え、行動し、お互いを尊重し、助けあいながら、自分たちのまちは自分たちで築いていこうとする市民主体の自治の精神を共有することが必要です。

私たち市民は、この精神を自治の基本理念として、市の執行機関や議会と協働してまちづくりに取り組むために、系統的で継続性のある嘉麻市の最高規範として、この嘉麻市自治基本条例を制定します。

案8

わたしたちのまちは、南部に古処・屏・馬見連峰、南東部は戸谷ヶ岳、熊ヶ畠山などの山林で、そこを源とする遠賀川に恵まれています。

わたしたちのまちは、平成18年3月27日に旧山田市、旧稻築町、旧碓井町、旧嘉穂町の合併により、嘉麻市として、新しく歩みはじめました。旧1市3町の歴史や文化、特性を活かしながら、市として的一体感の醸成を育みつつあります。

自然豊かな嘉麻市で、わたしたち市民は、誰もが個人として尊重され、戦争のない平和な社会で、健康で快適かつ安心安全に、幸せに暮らすことができる、わたしたちのまちを守り育てていこう、そして、次の

世代を担う子どもに引き継いでいこうと決意しました。

そのためには、市民一人ひとりが、自立した市民として、また自立した自治体と一員として、自ら考え、行動し、お互いを尊重し、公平・公正・公開を基本としながら、自分たちのまちは、自分たちの手で築いていこうとする市民主体の自治の精神を共有することが何より大切です。

わたしたち市民は、この精神を自治の基本理念として、市議会や市の執行機関と協働し、安心して暮らせる嘉麻市を守り育てていくため、ここに嘉麻市自治基本条例を定めます。

案9

山上憶良の歌「銀も黄金も玉も なにせむに まされる宝 子にしかめやも」子等を思う歌、万葉の歌人、今を去る千二百六十余年前、筑前の国主大宰府に着任巡察の折、嘉麻の郡家に撰定したものであると碑に記してあります。今遠く山を見廻すと穏やかな自然、心和む思いですが、英彦山は戦後爆発で山がかけています。関の山は石灰岩掘が続いています。

嘉麻市には老人ホームがいくつもあり、障害者施設、孤児施設、母子寮、また官庁の汚職大変な時代です。

前の嘉麻川はビ粉で黒くにごり魚も少なく子供達の水遊び姿も見えません。

つわものどもの夢の跡と言いますか。

戦い破れて山河ありと言うのですか。

鯉の稚魚を放流して鯉をつりに来ている人は見かけます。

「私、お金貯めてカヌーを買いビ粉を吸い上げると、川底の掃除をする」と云いましたら、息子が「カヌーは難しいとよ、そんな危ないことしたらいかん・・・」やりかねない脳梗塞74歳の母親に・・・
子供に自然楽しい環境で育ってほしいのです。

私達黒田に都会に出てあつた子供さん2組は、定年退職者ですけどまだまだ若い明るくなりました。入院してあるお母さんを車椅子乗せ押し道端に植えています花を楽しみに見に来られます。

嘉麻学園通りと共和鉄工倒産した所に植木鉢に花を植え並べ疲れた心を和ませたらと思い、子供を宝として笑顔で安心して暮らせるように罪と罰をはっきりと・・・

基本理念基本原則は明らかに役割と責務町づくり最高の嘉麻市基本条例を作りたいと思っています。

あるお天気の良い日、井戸の上のゴミを松葉箒を反対にしてゴミ吸い川土手に投げ上げていますと、新しいボールとバット何の事情があったのか浮いています。不思議に思いながら、バットを引き寄せるとボールが付いてきます。通りがかりの男の子に見せると「いらーん」と言っていましたけどなくなっていました・・・

老に鞭打ってとは言いたくないけど・・・

大分皆様にはお世話を掛けています。

ありがとうございます。頑張ります。

資料2. 自治基本条例検討委員会委員名簿

資料2. 自治基本条例検討委員会委員名簿

(※ 50音順、敬称略)

番号	氏名	性別	地区	備考
1	有田百合子	アリタ ユコ	女	山田
2	有吉直子	アリヨシ ナコ	女	稲築
3	池田幸子	イダ カコ	女	山田
4	伊藤貴裕	イトウ カヒロ	男	嘉穂
5	江藤正男	エトウ マサオ	男	嘉穂
6	大里信義	オオサト ノブヨシ	男	嘉穂
7	梶原翠	カシワラ ミヅリ	女	碓井
8	貴田典子	キタ ナコ	女	嘉穂
9	組坂英昭	クミサカ ヒデアキ	男	碓井
10	高橋祐子	タカハシ ユコ	女	稲築
11	田中義幸	タカチ ヨシキ	男	碓井
12	中嶋政雄	ナカシマ マサオ	男	碓井
13	西野孝	ニシノ タク	女	稲築
14	橋本陽子	ハシモト ヨコ	女	山田
15	畠中博文	ハタナカ ヒロミ	男	嘉穂
16	稗田佳子	ヒエタ ヨシコ	女	市外(嘉麻市内勤務) 副会長
17	平嶋勝博	ヒラシマ カツヒロ	男	山田
18	深町晴	フカチ ハル	女	山田
19	藤井幹裕	フジイ ミキヒロ	男	稲築
20	松岡正文	マツオカ マサフミ	男	山田
21	溝口栄仙	ミゾグチ シゲル	男	山田
22	三船國弘	ミツネ クニヒロ	男	山田

1班	2班	3班
有田百合子	有吉直子	池田幸子(副班長)
伊藤貴裕(班長)	江藤正男	大里信義
梶原翠	高橋祐子(班長)	貴田典子
組坂英昭	橋本陽子	田中義幸
中嶋政雄(副班長)	畠中博文(副班長)	稗田佳子(班長)
西野孝	松岡正文	平嶋勝博
藤井幹裕	三船國弘	深町晴
溝口栄仙		

資料3. 自治基本条例検討委員会会議の開催経過

資料3. 自治基本条例検討委員会会議の開催経過

(1) 全体会議

回数	開催日	主の内容
第1回	H19.11.16(金)	・市長あいさつ ・講演(市民参画による自治基本条例)
第2回	H19.11.26(月)	・先進自治体の自治基本条例の概要について ・委員会会議基準について
第3回	H19.12.10(月)	・検討委員会会長の互選について、グループ分け ・条例に盛り込みたい項目について①(キーワード抽出)
第4回	H19.12.20(木)	・条例に盛り込みたい項目について②(キーワード抽出)
第5回	H20.1.8(火)	・条例に盛り込みたい項目について③(キーワード抽出)
第6回	H20.1.23(水)	・自治基本条例の本文について①(総則、基本原則)
第7回	H20.2.12(火)	・自治基本条例の本文について②(総則、基本原則)
第8回	H20.2.27(水)	・基本理念の作成について ・自治基本条例の本文について③(基本理念、基本原則)
第9回	H20.3.11(火)	・基本理念の作成について ・自治基本条例の本文について④(基本原則、市民の権利・責務、市議会、執行機関)
第10回	H20.3.26(水)	・自治基本条例の本文について⑤(市民の権利・責務、市議会、執行機関)
第11回	H20.4.8(火)	・市長あいさつ ・条例の制定に関する意見交換について ・自治基本条例の本文について⑥(市民の権利・責務、市議会、執行機関)
第12回	H20.4.23(水)	・自治基本条例の本文について⑦(市民の権利・責務の追加検討、情報の共有、参画・協働)
第13回	H20.5.13(火)	・自治基本条例の本文について⑧(参画・協働、住民投票、国その他の機関との連携)
第14回	H20.5.28(水)	・自治基本条例の本文について⑨(住民投票、国その他の機関との連携、条例の検討・見直し)
第15回	H20.6.10(火)	・自治基本条例の本文について⑩(住民投票、国その他の機関との連携、条例の検討・見直し)
第16回	H20.6.25(水)	・自治基本条例前文の作成について ・先進自治体視察の概要報告について ・自治基本条例の本文の見直しについて⑪(総則、基本原則、市民の権利・責務)
第17回	H20.7.8(火)	・策定委員会委員について ・自治基本条例の本文の見直しについて⑫(基本原則、市民の権利・責務、市議会、執行機関)
第18回	H20.7.23(水)	・条例前文について ・自治基本条例の本文の見直しについて⑬(市議会、執行機関、情報の共有、参画・協働)
第19回	H20.8.6(水)	・条例前文について ・自治基本条例の本文の見直しについて⑭(執行機関、情報の共有、参画・協働、住民投票) ・オンブズパーソン制度について
第20回	H20.8.27(水)	・条例前文について ・自治基本条例の本文の見直しについて⑮(情報の共有、参画・協働、住民投票、国その他の機関との連携、条例の検証・見直し)
第21回	H20.9.9(火)	・自治基本条例の本文の見直しについて⑯(住民投票、国その他の機関との連携、条例の検証・見直し)
	H20.11.13(木)	・報告書の確認について

(2) 調整会議

回数	開催日	主な内容
第1回	H20.3.19(水)	・自治基本条例の本文について①(総則、基本原則の調整)
第2回	H20.4.15(火)	・自治基本条例の本文について② (市民の権利・責務、市議会、執行機関の調整)
第3回	H20.5.1(木)	・自治基本条例の本文について③ (市民の権利・責務の追加検討、執行機関、情報の共有の調整)
第4回	H20.5.20(火)	・自治基本条例の本文について④(参画・協働の調整) ・住民投票制度の概要について
第5回	H20.6.3(火)	・自治基本条例の本文について⑤(参画・協働、住民投票の調整)
第6回	H20.6.19(木)	・自治基本条例の本文について⑥ (住民投票、国その他の機関との連携、条例の検討・見直しの調整)
第7回	H20.6.30(月)	・自治基本条例の本文の見直しについて①(総則の調整)
第8回	H20.7.16(水)	・自治基本条例の本文の見直しについて② (基本原則、市民の権利・責務の調整) ・条例前文について
第9回	H20.7.29(火)	・自治基本条例の本文の見直しについて③ (市議会、執行機関の調整)
第10回	H20.8.20(水)	・自治基本条例の本文の見直しについて④ (執行機関、情報の共有の調整)
第11回	H20.9.17(水)	・自治基本条例の本文の見直しについて⑤ (執行機関、情報の共有、参画・協働、住民投票の調整)
第12回	H20.9.18(木)	・自治基本条例の本文の見直しについて⑥ (国その他の機関との連携、条例の検討・見直しの調整)